

伊勢原市生涯学習推進指針

～人がつながり 未来を拓く 学びを活かすまちづくり～

学習を地域に活かす循環型生涯学習の推進・市民協働のまちづくりに向けて



伊勢原市・伊勢原市教育委員会

はじめに

伊勢原市は、「いせはら 21 プラン」（伊勢原市第 4 次総合計画）により、2003 年度（平成 15 年度）から 10 年間の市の将来像を示し、「少子高齢社会の進展」、「都市基盤整備・充実」の二大課題等への対応に取り組んできました。

また、教育や文化、スポーツの分野では、「伊勢原市教育振興基本計画」により、平成 22 年度以降 8 年間にわたる教育等の将来像を示すなかで、学校教育、家庭教育及び生涯学習などの推進を図っています。

この間、高齢化と少子化が一層進み、人口減少や核家族化の進行、安定成長社会への移行など、社会経済環境の変化により新たな地域課題が生じており、その解決に向け、家族や地域コミュニティを改めて問い直し、未来に繋げていくことの重要性が様々な場で論議されることとなりました。

第 5 次総合計画や教育振興基本計画後期基本計画の着実な推進に向けては、市民の参画（住民自治）が不可欠であり、併せて生涯学習など個々の成果を地域に活かすための取組の重要性が高まっています。

生涯学習の進展は、市民の学習の成果を人材資源とした地域づくり、市民協働によるまちづくりへの参画など、その知識と経験を次世代に繋げ、さらに伊勢原らしい文化を基本とした豊かな地域社会を創造していくための推進力であると考えます。

本指針は、学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として策定したものです。

平成 25 年 4 月

伊勢原市・伊勢原市教育委員会

目 次

1	市の各種計画と指針の位置づけ	1
2	指針の目的	2
3	生涯学習を構成する社会環境と資源(概念図)	3
4	生涯学習の現状と課題	4
	(1) 関係する主な法改正等の経過	5
	(2) 伊勢原市における生涯学習推進の経過	6
	(3) 社会変化と市の現状	
	(4) 市民意識の状況(H22市民意識調査の結果)	
	(5) 市民協働によるまちづくり	7
	(6) 社会教育委員会議における意見集約	
5	生涯学習の方向性	8
6	伊勢原市における生涯学習推進の重点取組み	9
7	推進のための5つの取組み	10
8	生涯学習推進の体系図	11
9	指針の実現に向けて	13
10	その他	
	(1) 用語の定義	
	(2) 指針策定の経過	14

1 市の各種計画と本指針の位置づけ

伊勢原市第5次総合計画 (平成25年度～平成34年)

教育振興基本計画

次世代育成支援対策行動計画

地域福祉計画・地域福祉活動計画

高齢者福祉計画

障害者計画・障害者福祉計画

男女共同参画プラン

環境基本計画

スポーツ振興基本計画

その他計画

伊勢原市生涯学習推進指針

*上記の各種計画推進に横断的に関わるもの

- ・特に総合計画及び教育振興基本計画では、次のような位置づけとしています。

伊勢原市第5次総合計画基本構想における位置づけ及び関連項目

(1) 暮らし力

人がつながり未来を拓く学びあうまちづくりにおける「生涯学習の推進」、
「歴史と文化遺産の継承」

(2) 自治力

市と行政がともに力を合わせて歩むまちづくりに向けた「市民協働の推進」、
「地域運営の推進」

伊勢原市教育振興基本計画(後期基本計画)における位置づけ

視点--

(1) 幼児教育の充実

(2) 地域全体で取り組む教育力の向上

(3) 社会教育活動の振興

2 指針の目的

市民の学習意欲を支え、学習のための環境を整備し自己及び地域の豊かな未来を築くためには、学習による自己実現とともに社会の要請に基づき、学びの成果を地域づくりに活かすことも求められています。

学校、家庭、地域社会が連携した地域の課題・目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組みを推進するため、取組の方向性及び考え方を指針として定めるものです。

「生涯学習」とは

教育基本法では、「生涯学習の理念」について、次のように規定しています。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

私たちは、家庭教育に始まり、学校教育、企業教育、社会教育等、その生涯において様々な教育の恩恵を受けています。

一方、これらの教育とは別に、一人ひとりが自由に、自らテーマを選び、自分にあった手段や方法により、年齢を超えて生涯にわたって、必要なことを必要なときに学んで人生を豊かにすることが生涯学習の考え方であり、読書や映画、旅行、スポーツ活動など、生活のあらゆる活動においても生涯学習は実践されています。

3 生涯学習を構成する社会環境と資源(概念図)



市民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援と社会全体の教育力の向上のため、身近な地域における家庭教育支援、学校を拠点に地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくり、社会教育施設等のネットワーク化、市民活動との協働の推進などを簡略化した概念図です。

4 生涯学習の現状と課題

生涯学習の推進に関しては、国、県の動向に注目しながら、伊勢原市においても積極的に取組みが行われてきました。

また、その過程においては、市民協働の重要性の認識を基本に「市民参加推進指針」、「市民参加促進指針」の策定と推進、市民活動センターの整備などが進められてきました。

その一方で、市民意識調査の結果や社会教育委員会議等の意見集約等においては、次のようなことが課題として提起されています。

【課題事項】

- ・生涯学習、社会教育と市民協働との関連や社会教育と学校教育の連携が不明確であること。
- ・ボランティアなど市民の地域福祉推進活動、環境保全活動、まちづくり活動、生涯学習活動などを有機的関連性を持って一体的に推進する考え方や仕組みが必ずしも十分でないこと。
- ・特に少子高齢化の一層の進行により、子育てと高齢者への課題を主眼とした、生涯学習の理念を基本とした地域での取組みが必要であること。・・・など

取組み経過等については、資料として以下に記載するとおりですが、「生涯学習社会に向けた人材育成の推進」、「地域子育て力・教育力の向上」などが重点的な取組みが必要な事項として認識されています。

【取組み経過等の参考事項】

(1) 関係する主な法改正等の経過

社会(地域)を育てる社会教育の振興、生涯を通じ学習の機会を保障する生涯学習社会の実現、行政と市民の協働によるまちづくりなど、社会の変遷に伴い必要な法改正が行われ、その改正に合わせて市としての検討・構築がなされてきた。

特に、平成14年に改正された生涯学習振興法においては、自治体の実情に沿った振興策が求められ、本市においても次期総合計画の策定と連動し、生涯学習の推進の方向性や道しるべの策定が必要となったことから、教育委員会では社会教育委員会議を主な協議の場として、本指針導入のための検討を重ねてきた。

(主要経過)

1971年(昭和46年)	社会教育審議会答申：生涯学習の考え方
1981年(昭和56年)	中央教育審議会：生涯学習を踏まえた学校の再編を指摘
1988年(昭和63年)	文部省機構改革：生涯学習局が設置され、省内筆頭局に位置づけられる。
1990年(平成2年)	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)の制定
1992年(平成4年)	生涯学習審議会の提言：生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」社会と定義し、その実現のために取り組むべき課題と振興策を提言
1996年(平成8年)	生涯学習審議会答申：地域における生涯学習機会充実方策について
1998年(平成10年)	中央教育審議会答申：地域の様々な教育機能の強調・融合を促進するとともに、学校を拠点とした地域コミュニティ育成の必要性を指摘
2006年(平成18年)	新教育基本法の制定・・・生涯学習の理念を規定
2008年(平成20年)	社会教育法の改正・・・社会教育と学校教育の連携 家庭教育の充実

(2) 伊勢原市における生涯学習推進の経過

- ・昭和59年に初めて教育委員会事業として、「生涯学習の推進」が規定された。
- ・平成元年度から3年間、文部省による「生涯学習モデル市町村」の指定を受け、生涯学習推進議会を設置し、市民大学、大学開放講座（パソコン講座）、生涯学習講演会など、社会教育課を主管とする事業の推進が図られた。
- ・平成9年度から平成16年度まで、「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」により、生涯学習ボランティア協会の基礎がつけられた。
- ・平成22年度から「生涯学習サポート事業」として、生涯学習ボランティア養成講座が実施された。
- ・社会教育施設としての市立公民館については、昭和52年に旧庁舎を改装し、伊勢原公民館を開設以来、地域の要望を踏まえ、ほぼ毎年小学校区ごとに開設してきた。
- ・平成3年には、中央公民館を開設し、市内7公民館が社会教育事業の拠点、地域住民の学習活動拠点等として利用されている。

(3) 社会変化と市の現状

①社会を取り巻く環境の変化

少子高齢社会の進行に伴う家族と地域の変容、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変容、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化、国民意識の変化など大きな社会変動が続く中、青少年犯罪の凶悪化、いじめ、学級崩壊など家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されている。

②行政サービスの拡充と財政状況の悪化

景気低迷が長引く中、福祉需要の高まりや年金、医療などの社会保障負担の急激な増加や市税収入の十分な確保が難しい状況から、行政需要に対する従来の行政サービスの維持が困難になるなど、本市においても行政運営の舵取りが難しい状況が続いている。

(4) 市民意識の状況(H22年市民意識調査の結果)

平成22年1月に実施した総合計画基本施策や後期基本計画に対する市民の満足度調査において、「市民意識調査」の結果報告書では、市民の関心度が高い項目として、「救急医療体制の充実」や「医療保険制度改革への対応」が上位を占めたのに対し、関心のない項目・今後の重要度が低い項目として、「市民協働の推進」、「市民活動の輪を広げるための環境づくり」、「生涯学習の支援」などが上位となった。

今後の豊かで安心できるまちづくり、地域社会をイメージしたときには、市民がお互いに協力し合い、支援しあえる「市民協働」や「市民参加」は不可欠の要素であり、

市民の関心、意識を高めるための取組みが求められている。

(5) 市民協働の推進によるまちづくり

行政と市民の協働によるまちづくりに向けては、平成 17 年 7 月の市民参加促進指針の策定、平成 19 年 7 月の市民活動促進指針を受けて設立された市民活動サポートセンターによる市民活動団体の拠点が整備され、市民協働の基盤づくりが推進された。

平成 24 年 1 月には市民活動マニュアルの活用がスタートするなど、市民協働の環境整備(場の設定や仕組みづくり)が進んでいる。

(6) 社会教育委員会議における検討と意見集約

平成 23 年度社会教育委員会議において、「生涯学習推進の整理と体系化」を課題(テーマ)に 1 年間検討を行い、概ね次のとおり意見集約された。

①伊勢原市における生涯学習の課題 (施策・事業推進の方向性 12 ページ参照)

- ・学習活動に参加しない市民に対して、参加を促進するための取組 (⑬)
- ・学びを地域還元して地域活動を活性化するなどの地域力の向上 (⑭)
- ・学校現場の課題について社会教育との連携(家庭・地域と取組む) (⑦)
- ・社会の環境変化による幼児教育の新たな課題には事業の見直し (⑪)
- ・高齢者、子ども、親世代との交流による文化の継承 ()

②市民活動と生涯学習推進のあり方

- ・保育園や幼稚園での親同士の関係や地域住民の声かけ、あいさつ運動などが、地域づくりの基礎 ()
- ・学習の成果を地域に還元するボランティア活動の見直し ()

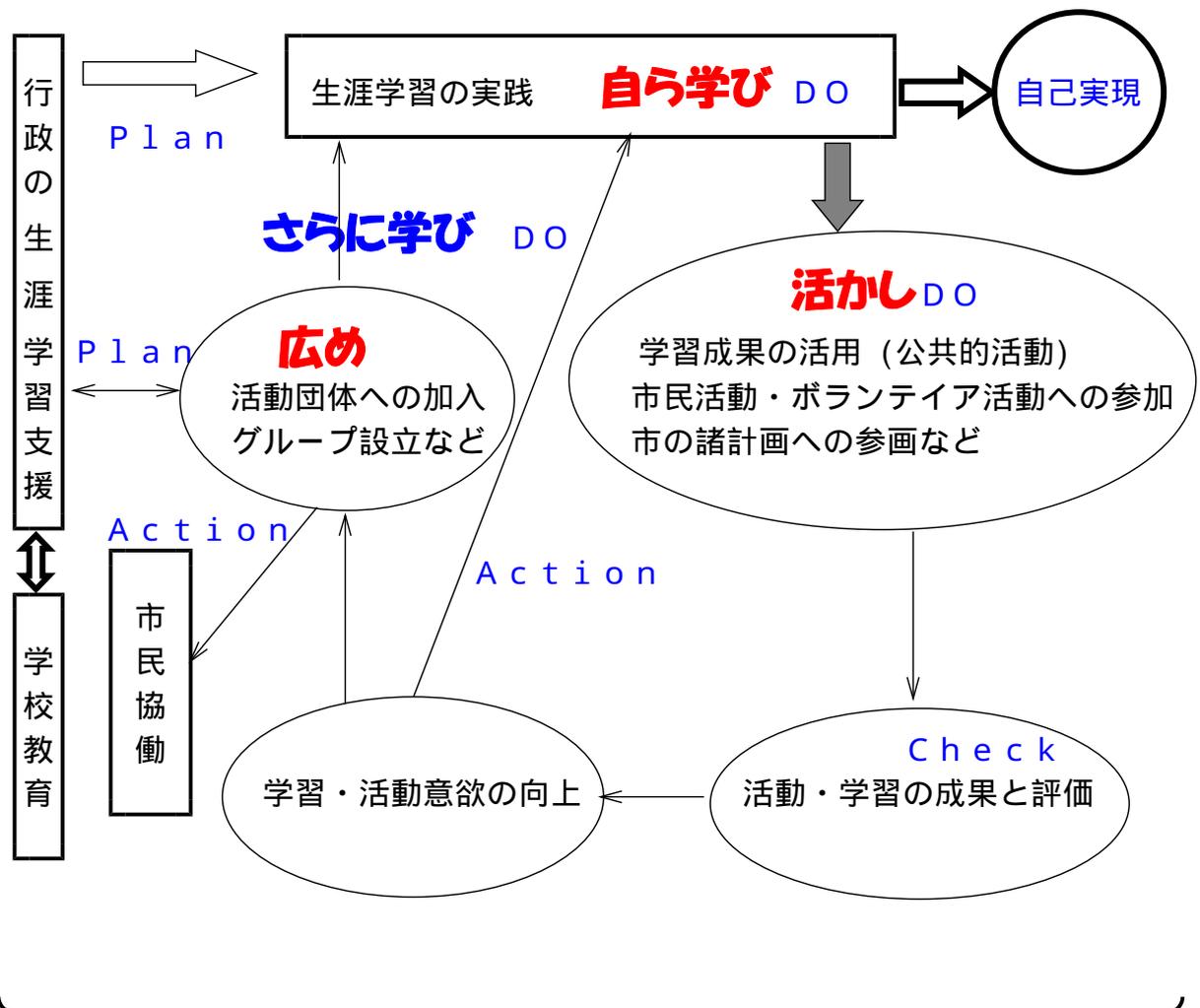
③生涯学習への取組の方策について

- ・個人や団体を繋ぎ、新たな活動へ展開できる人材育成・活用施策の実施 (①)
- ・子育て世代の親を支援できる講座等の実施 (⑨)
- ・仕事にも活かせるような学習の機会や働きながら参加できるイベント等 (⑥)
- ・伊勢原市地域教育機関等連絡協議会の活用の枠を広げた学校教育との連携 (⑦)
- ・学習成果を発表するイベントや他市グループとの連携による地域活動の実施 (③)
- ・幼、小、中の地域活動体験と社会教育と学校教育と連携等、様々な活動展開と情報の共有化 (⑦)

以上の「現状と課題」を踏まえ、次ページ以降に示すように新たに「伊勢原市生涯学習推進指針」を定めました。

5 生涯学習推進の方向性

生涯学習推進の課題に取り組む方向性として、平成25年度以降に伊勢原市が進める推進のあり方を「学びと実践の循環による生涯学習社会の構築」とし、～までの流れによる推進を図っていきたいと考えます。



6 伊勢原市における生涯学習推進の重点取組み

昨今の社会状況、市民からの意見、社会教育委員会議での意見などを踏まえ、これからの生涯学習推進の重点課題を次のとおり定め、重点的な取組みを推進します。

(1) 生涯学習社会の構築に向けた人材育成及び地域力向上の推進

- ・ 学習の成果をまちづくりに活かす地域力の向上
- ・ まちづくりのパートナーとしての市民の参画を促進する市職員力の向上

(2) 学校、家庭、地域の連携による子育て・家庭教育の支援

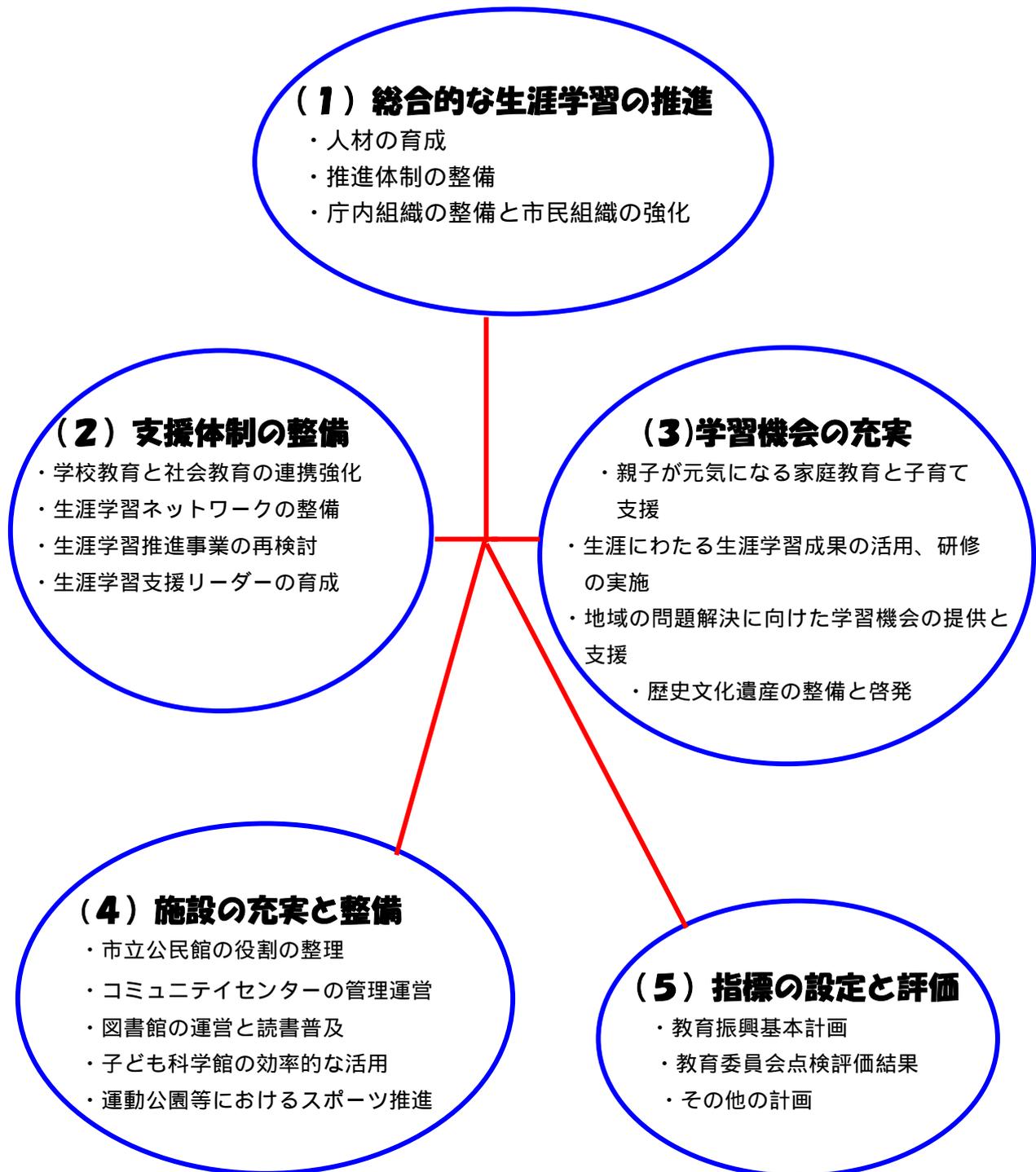
- ・ 学校、公民館等を拠点に地域ぐるみで子どもを育む環境づくり
- ・ 社会の環境変化に対応した情報の共有と家庭教育推進事業の取組み

以上の重点取組の考え方にに基づき、総合計画や教育振興基本計画、その他関連計画に必要な施策事業を立上げ、推進を図ります。

地域力とは、市民のコミュニケーション能力を高め、住民自治に繋げる力

7 推進のための5つの取組み

生涯学習推進の課題を踏まえ伊勢原市が定める重点項目として、5項目を定め、生涯学習の成果を次世代につなぐ豊かなまちづくりを目指し、事業施策の展開を図るものとします。



8 生涯学習推進の体系図

重点取組み	(1) 生涯学習社会の構築に向けた人材育成及び地域力向上の推進 (2) 学校、家庭、地域の連携による子育て・家庭教育の支援
--------------	--

大項目	中項目	小項目
人が つな が り 未 来 を 拓 く 学 び を 活 か す ま ち づ く り	総合的な生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成 ・推進体制の整備 ・庁内組織の整備と市民組織の強化
	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育と社会教育の連携強化 ・生涯学習ネットワークの整備 ・生涯学習推進事業の再検討 ・生涯学習支援リーダーの育成
	学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子が元気になる家庭教育と子育て支援 ・生涯にわたる生涯学習成果の活用研修・実施 ・地域の問題解決に向けた学習機会の提供と支援 ・歴史文化遺産の整備と啓発
	施設の充実と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市立公民館の役割の整理 ・コミュニティセンターの管理運営 ・図書館の運営と読書普及 ・子ども科学館の効率的な活用 ・運動公園等におけるスポーツ推進
	指標の設定と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画 ・教育委員会点検評価結果 ・その他の計画

施策・事業推進の方向性

期待される効果

生涯学習推進をコーディネートする職員、市民人材育成
(職員の課題別研修、OJT研修)
全庁的な市生涯学習推進体制の充実
市民協働を支援するシステムの構築
(生涯学習・市民活動推進事業、生涯学習サポートブックの拡充)

社会教育や学校教育行政及び
市長部局の生涯学習施策等を
総合的に連携統合するための
行政組織の再構築と職員・市
民の地域力の強化が図られる。

生涯学習ボランティア協会との協働(市民大学講座)
市民活動団体等への市民協働に向けた生涯学習支援
東海大学、放送大学等との連携事業への取組
学校教育と社会教育の連携による生涯学習の推進
PTA活動との連携強化 公民館主催事業の点検・見直し
生涯学習推進者の支援、市民コーディネーター養成

生涯学習推進における様々な連携
・協働により、学習活動が多様化
し、地域課題解決に向けた学習の
充実が図られる。地域住民の地域
力を活かした学校教育への取組・
支援により次世代育成が図られる。

子育て支援推進のための生涯学習事業(次世代育成支援事業等との連携)
生涯学習参加環境の整備(保育ボランティアの充実等)
生涯の各ステージにおける生涯学習メニューの開発
団塊世代の地域活動への参加支援
生涯学習を推進する場の確保(公民館、サポートセンターほか)
健康づくり、生きがいづくりに向けた生涯学習プラン
文化財の整備・有効活用と地域文化遺産の継承

生涯学習活動への参加が促進
され、市民が学びあい、交流
し、能力を高め、共助の場と
してのコミュニティの醸成と
文化遺産の継承が図られる。

生涯学習を基本とした地域づくり拠点の強化
地域コミュニティ拠点としての活用の充実
デジタルメディア等の導入と子ども読書プランの充実
②1 子ども科学館の広域的な活用による学校事業への組み入れ
②2 健康づくり推進におけるスポーツ振興計画への取組

個人の主体的な学習意欲が促
進され、生涯学習拠点を通し
て様々な主体の連携による学
習機会が増進する。

②3 教育委員会の指標と評価に基づく施策の進行管理
②4 点検評価委員の評価に基づく施策の進行管理
②5 各部門ごとの事業評価結果を踏まえた施策の進行管理

学習の成果を適切評価し、社
会全体で活用し、次の学習ス
テップに繋げるシステムが構
築される。

9 指針の実現に向けて

(1) 指標の設定と評価方法について

事業推進状況の評価については、教育振興基本計画における計画の達成度、教育委員会点検による評価結果を確認し、加えて市各種計画における報告書の実績評価を資料として、社会教育委員会議において、本指針における事業施策の推進状況を点検・評価することとする。

(2) 各年度施策事業の意見聴取について

生涯学習の指針において、個別事業の詳細を規定せず、社会教育委員会議の委員の意見を聴き、事業計画に反映していく。

10 その他

(1) 用語の定義

生涯学習の推進

市民の生涯にわたって学習する機会と場を提供し、個人の自発的な意志に基づく学習環境を整備し、自己の実現と学習の成果を地域に還元する豊かで安心した社会を目指すための事業を推進するものです。

社会教育の振興

児童から高齢者まで、全ての市民を対象に実施される教育活動行政においては社会教育課、文化財課、スポーツ課、図書館・子ども科学館、青少年課などにおいて、様々な事業を実施しています。

第5次総合計画

平成25年度から10カ年にわたり伊勢原市が進むべきまちづくりの姿を示し、伊勢原市の事業推進の柱となるものです。

教育振興基本計画

平成18年改正教育基本法により、各自治体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとなりました。

伊勢原市は平成22年度～平成29年度までの教育ビジョンにより、前期基本計画を平成22年度～平成24年度までとし、後期基本計画は平成25年度～平成29年度までの5年間の教育振興施策を策定します。

教育基本法

教育の基本法として、全ての教育推進の原点となるものです。

平成18年度に改正され、新たに「生涯学習の理念」が規定されました。

社会教育委員会議

市教育委員会が行う社会教育行政に関する審議・諮問機関で、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上のための活動や学識経験者の中から教育委員会が委嘱しています。

伊勢原市は13名の委員で構成されています。

(2) 指針策定の経過

平成 2 4 年 5 月 1 5 日	策定の基本的作業の確認	市教育委員会
5 月 1 7 日	素案作成の意見交換	市教育委員会 逢坂先生
5 月 3 0 日	素案たたき台の提示	社会教育委員会議
8 月	修正素案の検討	市教育委員会関係各課
9 月	諮問 諮問内容の報告 関係審議会等の意見聴取	社会教育委員会議 教育委員会議 図書館、スポーツ課等
1 2 月	答申	社会教育委員会議
平成 2 5 年 1 月	答申内容の報告	教育委員会議
4 月	市議会への報告	市議会全員協議会
4 月以降	市民への周知	